

政策評価調書(政策体系図)

所管名:防衛省

5年度成立予算における政策体系図 【基本(実施)計画(31年3月策定)】(注2)	
基本目標 (注1)	
政策分野	
施策	
①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出 ②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止 ③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化	
政策分野Ⅰ. 我が国自身の防衛体制の強化	
政策分野1. 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項	
施策(1)宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化	
施策(2)従来の領域における能力の強化	
施策(3)持続性・強靱性の強化	
政策分野2. 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項	
施策(1)人的基盤の強化	
施策(2)装備体系の見直し	
施策(3)技術基盤の強化	
施策(4)装備調達最適化	
施策(5)産業基盤の強靱化	
施策(6)情報機能の強化	
政策分野3. 大規模災害等への対応	
施策(1)大規模災害等への対応	
政策分野4. 防衛力を支える要素	
施策(1)訓練・演習の実施	
施策(2)衛生機能の強化	
施策(3)地域コミュニティとの連携	
施策(4)知的基盤の強化	
政策分野Ⅱ. 日米同盟の強化	
政策分野5. 日米同盟の強化	
施策(1)日米防衛協力の強化	
施策(2)在日米軍駐留に関する施策の着実な実施	
政策分野Ⅲ. 安全保障協力の強化	

6年度概算要求における政策体系図 【基本(実施)計画(5年3月策定)】(注3)		政策評価調書 (個別票)番号
基本目標 (注1)		
政策分野		
施策		
①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出 ②力による一方的な現状現行やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾 ③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除		
政策分野Ⅰ. 我が国自身の防衛体制の強化(我が国の防衛力の抜本的強化、国全体の防衛体制の強化)		
政策分野1. 自衛隊の能力等に関する主要事業		
施策(1)スタンド・オフ防衛能力		①
施策(2)統合防空ミサイル防衛能力		②
施策(3)無人アセット防衛能力		③
施策(4)領域横断作戦能力		④
施策(5)指揮統制・情報関連機能		⑤
施策(6)機動展開能力・国民保護		⑥
施策(7)持続性・強靱性		⑦
政策分野2. 防衛力を支える要素		
施策(1)訓練・演習		⑧
施策(2)海上保安庁との連携・協力の強化		⑨
施策(3)地域コミュニティとの連携		⑩
施策(4)政策立案機能の強化等		⑪
政策分野3. 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組		
施策(1)大規模災害等への対応		⑫
施策(2)海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用に関する取組		⑬
施策(3)国際平和協力活動等		⑭
政策分野4. 早期装備化のための新たな取組		
施策(1)早期装備化のための新たな取組		⑮
政策分野Ⅱ. 日米同盟による共同抑止・対処		
政策分野1. 日米同盟の強化		
施策(1)日米防衛協力の強化		-
施策(2)在日米軍の駐留を支えるための施策の着実な実施		⑯

(注4)

政策評価調書(政策体系図)

政策分野6. 安全保障協力の強化	施策(1)ハイレベル交流・政策対話等の推進	
	施策(2)二国間・多国間の共同訓練・演習の実施	
	施策(3)装備・技術協力	
	施策(4)能力構築支援	
	施策(5)海洋安全保障	
	施策(6)国際平和協力活動等	
	施策(7)軍備管理・軍縮及び不拡散	
		政策分野Ⅲ. 同志国等との連携
	政策分野1. 同志国等との連携	
	施策(1)ハイレベル交流・政策対話等の推進	⑰
	施策(2)共同訓練・演習	⑱
	施策(3)装備・技術協力	⑲
	施策(4)能力構築支援	⑳
	政策分野Ⅳ. いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤	
	政策分野1. いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤	
	施策(1)防衛生産基盤の強化	㉑
	施策(2)防衛技術基盤の強化	㉒
	施策(3)防衛装備移転の推進	㉓
	政策分野Ⅴ. 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化	
	政策分野1. 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化	
	施策(1)人的基盤の強化	㉔
	施策(2)衛生機能の変革	㉕

- 注) 1. 政策体系図のレベル数に応じて、適宜欄を追加、削除すること。
- 5年度成立予算の政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
 - 6年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、6年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付す
 - 予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と対応する政策レベルにおいて、予算のある政策は上から順に付番し、予算のない政策は「-」とすること。